

■名古屋市営柳原荘2期整備事業 入札公告に関する質問に対する回答

No	該当箇所					質問内容	質疑回答
	頁	数字	(数字)	その他	項目		
1	1	1	(6)	イ	入札方法	入札へ参加する場合は、代表企業ではない構成員もICカードの取得が必要ですか。	代表企業のみ取得が必要であり、その他の構成員についてはICカードの取得は不要です。

■名古屋市営柳原荘2期整備事業 入札説明書に関する質問に対する回答

No	該当箇所				項目	質問内容	質疑回答
	頁	数字	(数字)	その他			
1	6	1	2	②オ	配置技術者	建設の監理技術者などの配置技術者は契約期間を通じて配置する必要がありますか。	該当業務の期間中のみ配置すれば足り、契約の全期間を通じての配置は不要です。
2	28	5	3	⑥	施設計画提案書	排水系統図とは具体的に何を明示すれば宜しいでしょうか。また事業提案時に必要でしょうか。	排水系統図には、住棟並びに事業用地における雨水及び汚水の排水計画の概要等をお示しください。なお、当該図面は、事業提案時における施設計画提案書の一部となります。

■名古屋市宮柳原荘2期整備事業 要求水準書に関する質問に対する回答

No	該当箇所				項目	質問内容	質疑回答
	頁	数字	(数字)	その他			
1	2	1			事業統括者	事業統括者の“専任”は、設計段階ではどのような定義となるのでしょうか。	契約期間を通じて市との窓口として対応いただく担当者となります。本事業の実施にあたって、PFI事業者においてセルフモニタリング体制を組んでいただきセルフモニタリングを実施していただきますので、当該セルフモニタリング状況を市側に説明報告する役割も当然に担うこととなります。したがって、設計段階でもPFI事業者を代表して本市とのやり取りをしていただくこととなります。なお、ここでいう「専任」とは他事業における業務に携わることを妨げるものではありません。
2	5	3	(1)	エ	土地利用履歴	残地杭は全て撤去と考えますか。環境省と協議し了解が得られれば残置と考えるよろしいですか。	関係法令を遵守の上で事業者として判断してください。
3	8	1			基本方針	住棟配置について第1期事業と同一団地であることとありますが、インフラ（電気、給排水等）は今回工事単独で引き込んで宜しいのでしょうか。	要求水準書に記載のとおり、設計段階で関係機関と協議の上で決定することとし、支障がなければ単独で引き込んで構いません。
4	11	4	(2)	イ	設計	第1期工事との仕様の統一性へ配慮とあり、又前出（基本方針）にも関連性及び継続性に配慮することとあります。特に各住戸内部については、建築・設備共大きく変わる余地はないと思いますので標準図、2期参考図の使用もありと考えてよろしいですか。	標準図及び2期参考図を活用頂いても差し支えありません。
5	11	4	(4)	ア	設計	確認申請機関は、民間企業と考えてよろしいですか。	民間の指定確認検査機関に確認申請を提出頂いても差し支えありません。
6	11	4	(5)	ア	設計	定期的な会議を設け・・・とは、どの程度の回数又はピッチと考えればよろしいのでしょうか。	原則として、定期的な会議の頻度は、毎月1回程度を想定しています。ただし、状況に応じて適宜の会議開催もあと想定しています。
7	11	4	(5)	イ	設計	設計が年度またぎになりそうですが、新年度にご担当者が変わった場合、新たな考え方に変わる可能性はありますか。	基本設計及び実施設計は、PFI事業者の提案及び要求水準を満たすように実施して頂きます。
8	13	5	(1)	ウ	モデルルームの設置	モデルルーム等不特定多数の方が工事中に敷地内に入ることとなりますが、仮使用承認における「申請者」「申請費用の負担者」に関しご教示ください	関係法令を遵守の上で事業者で実施してください。
9	15	6	(2)		工事監理	工事監理の実施について、常駐監理ではなく、重点監理と考えてよろしいですか。	工事監理業務に関する要求水準を満たすことができれば、常駐監理か重点監理かは問いません。
10	15	6	(5)		工事監理	立会検査について、原則として、施工の各段階で、その段階で確認する工程について、初回は詳細に確認を実施し、以降は設計図書のとおりを実施された工程については、抽出による確認を実施する。と考えてよろしいのでしょうか。	施行の立ち合い及び検査は、初回だけでなく、2回目以降も、要求水準として求める確認を実施してください。
11	26	1	1		参考資料	参考資料2 柳原第3次公営住宅新築工事図面では内装工事はプレハブ工法となっておりますが、プレハブ工法以外の提案も可能でしょうか。また、同上設計図面では居室の床仕上げについて量とありますが、それ以外の提案も可能でしょうか。	要求水準書に求める基準を確保してください。

■名古屋市営柳原荘2期整備事業 事業契約書（案）に関する質問に対する回答

No	該当箇所					質問内容	質疑回答
	頁	数字	(数字)	その他	項目		
1	36	—	—	別紙6	特例措置	事業契約書（案）別紙6とは別に、平成31年2月26日付で情報調達サービスTOPICSにアップされている「平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価の適用に係る特例措置について」の5その他（2）について、本事業は特例措置の対象でよろしいでしょうか。	本事業は特例措置の対象外です。

■名古屋市営柳原荘2期整備事業 その他事項に関する質問に対する回答

No	該当箇所					質問内容	質疑回答
	頁	数字	(数字)	その他	項目		
1	—	—	—	—	コリンズへの登録	本事業についてコリンズへの登録は必要ですか。	登録する必要はありません。